

大阪市水道局 特名随意契約結果（業務委託）（少額随意契約を除く）

1 月分

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和4年度 柴島浄水場第1浄水管理場直 流電源装置保守点検業務委託	機械等施設 点検・運転 －施設保守 点検整備	古河電池株式会社 関西支 社	¥3,542,000	令和5年1月5日	地方公営企業法施行令第 21条の14第1項第2号	G3	—
2	令和4年度 施設管理システムデータベ ース登録等業務委託	情報処理－ 情報処理	株式会社ヤマイチテクノ	¥19,965,000	令和5年1月12日	地方公営企業法施行令第 21条の14第1項第2号	G4	—

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 柴島浄水場第1浄水管理場直流電源装置保守点検業務委託

2 契約の相手方

古河電池株式会社

3 随意契約理由

本業務は、柴島浄水場第1浄水管理場に設置している直流電源装置の保守点検を行い、機能維持を図るものです。

当該装置は、古河電池株式会社が自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせて製作したものです。

保守点検により動作確認・機能保証を行うには、装置の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、装置に障害が発生した場合、その原因が装置固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、保守点検の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは古河電池株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部柴島浄水場（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 施設管理システムデータベース登録等業務委託

2 契約の相手方

株式会社ヤマイチテクノ

3 随意契約理由

本業務は、水道施設及び設備に関わる各種情報を一元管理する施設管理システム（以下「本システム」という。）について、設備図面、設備台帳、共通管理図面及び点検記録電子化入力等のデータベース登録、修正を行い、本システムにおいて編集、閲覧、検索が行えるようにするために改修を行うものです。

本システムにつきましては、上記業者が開発を行ったもので、独自に構築されたプログラムとなっているため、本業務の履行には、本システムの構成、性能及びプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

本システムへ登録可能なデータベースの作成は、ライセンスを有している業者のみが可能であり、本システムのデータベース登録業務は上記業者でなければ行うことができません。

よって、本業務を履行できるのは株式会社ヤマイチテクノが唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部豊野浄水場（電話番号072-825-4704）